

幼稚園・認定こども園の幼稚園部分を利用し
預かり保育の無償化を希望する方の手続き

子育てのための施設等利用給付認定新規申請について

※申請する方のみ提出してください。対象とならない方は、提出不要です。

提出方法 入園申込の書類と一緒に提出してください。

持ち物 別紙「持ち物チェックシート」を確認してください。

☆子育てのための施設等利用給付認定とは？

幼稚園・認定こども園の幼稚園部分（＝１号認定）では、教育時間外や長期休み中に児童を預かる、「預かり保育」を実施しています。

令和元年１０月より、以下の条件を満たす場合に預かり保育の利用料が無償化されることになりました。無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請を行い、年に１度「現況届」を提出することが必要です。

<無償化となる要件>

令和５年４月１日時点の学年により要件が異なります。

【３歳児以上】

- ・父母に保育の必要性があること

【満３歳児】（３歳の誕生日以後、最初の３月３１日までの間にある児童。２歳児の学年と同じ。）

- ・父母に保育の必要性があること
- ・非課税世帯であること

※無償化には上限があります。預かり保育の場合：１日の上限額 450 円

⇒裏面へ続く

☆保育の必要性とは？

就労や求職活動、保護者の病気・障害などを理由に家庭で保育ができない場合に、施設での保育の必要性があると認定します。認定を行うために就労証明書や診断書等の提出をお願いしています。

◎持ち物チェックシートの裏面に保育の必要性を認める事由・期間と必要書類を掲載していますのでご確認ください。

☆届出が必要なとき

- ・保護者が転職・退職したとき
- ・勤務時間が減少し、月64時間未満になったとき
- ・今まで対象外だったが、新たに要件を満たしたとき（保護者の就労、妊娠・出産など）
- ・保育の必要性の事由が変わったとき（産休・育休に入る、求職活動中に就労先が決まったなど）

問合せ先 五戸町福祉課 保育所担当
TEL:0178-62-7955(直通)